（様式第２－14号）

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和元年８月２３日

琴　　浦　　町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第７条第５項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同条第６項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	２号事業	３号事業	４号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				鳥取県東伯郡琴浦町大字湯坂、八幡、光、箆津	無	平成30年度 ～ 令和4年度	赤碕水土里の会
○				鳥取県東伯郡琴浦町大字逢束、下伊勢、釛、下大江、三保、美好田越、森藤、光好、法万、大杉、公文、山田、中尾、杉下、槻下、金屋	無	平成29年度 ～ 令和3年度	東伯水土里保全会
○				鳥取県東伯郡琴浦町大字矢下、宮場、八反田、古長	無	平成27年度 ～ 令和元年度	矢下地区農地・水・環境保全会
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	